

## 岩沼市選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市選挙公報発行に関する条例（昭和 34 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「配付」を「配布」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委員会は、前項の世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。